

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	弟子屈町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1417.html">http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1417.html</a>

執行機関名 弟子屈町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年弟子屈町条例第18号)に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		弟子屈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項 弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年弟子屈町条例第18号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	身体障害者福祉法(昭和二十四年十二月二十六日号外法律第二百八十三号) 第1条	弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 弟子屈町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則